

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の発注見通しについて

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結が見込まれるので、その見通しについて、下記のとおり公表します。

令和5年2月1日

経営管理部長

記

物件の名称及び数量 (1) 名称 (2) 物品調達又は業務内容 (3) 物品調達時期又は履行期間 (4) 履行場所 (納品場所)	(1) 山口県産業技術センター斜面等除草業務 (2) 山口県産業技術センター敷地内斜面等における雑草等の除草、側溝の清掃、除草・清掃くずの処分、くずの枯死化处理 (3) 令和5年2月頃～令和5年3月頃 (4) 宇部市あすとびあ四丁目 地内
契約締結の時期	令和5年2月頃
今後の手続き	契約を締結するための見積書の提出に当たっては、契約申込みに要する資格及び方法について、別途、山口県が実施するものと同様に公表する。
問い合わせ先	住 所：宇部市あすとびあ四丁目1番1号 所 属：地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先：0836-53-5050